定款

特定非営利活動法人日本サハリン協会定款
平成１０年１２月１２日制定
令和７年度改定

第１章　総　則

（名　称）
第１条　本協会は特定非営利活動法人日本サハリン協会と称する。

（事務所）
第２条　本協会は、事務所を東京都渋谷区内に置く。

（目　的）
第３条　本協会は、サハリン（旧樺太）ならびに旧ソ連大陸に残留を余儀なくされたままになっている同胞の消息調査、日本国内の肉親確認、および同胞の一時帰国、永住帰国の支援を行う。さらに、これに関連する必要事業、関係国との国際協力活動を行う。

（特定非営利活動の種類およびその事業の種類）
第４条　本協会は、前条の目的を達成するために、特定非営利活動促進法第２条別表の「人権の擁護又は平和の促進を図る活動」および「国際協力の活動」を行い、次に掲げる事業を行う。
（１）　一時帰国者、永住帰国者の送迎・帯同・および身元引き受け。
（２）　一時帰国者の事務手続き。
（３）　サハリンおよび旧ソ連地区の現地調査。
（４）　会報の発行その他第４条の活動、事業の達成に必要な業務。

第２章　会　員

（会員の種類）
第５条　本協会の会員は、正会員をもって特定非営利活動法人上の社員とし、正会員とは本協会の目的に賛同して入会した個人および団体である一般会員および永住帰国者を対象とする家族会員をいう。

（入会および会費）

第６条　本協会の正会員になろうとする者は、理事長が別に定める入会申込書により申し出て、会費を払い込むことによって正会員になることができる。

２　会費の額は、別の規則において定める。

（退会）

第７条　正会員は、退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。書式は特に定めない。

２　正会員が次のいずれかに該当するときは、退会したものとみなすことができる。

（１）本人が死亡、または正会員である団体が解散したとき。

（２）会費を２年以上滞納したとき。

（除　名）

第８条　正会員が次のいずれかに該当するときは、理事会の議決を経て、これを除名することができる。

（１）　法令、本協会の定款または規則に違反したとき。

（２）　本協会の名誉を著しく毀損し、または本協会の目的に反する行為をしたとき。

第３章　役　員

（役員の種類および定数）

第９条　本協会に次の役員を置く。

（１）理事　５人以上

（２）監事　２人以上

２　理事のうち、１人を理事長、１人ないし２人を副理事長とする。理事会は必要に応じ事務局長、事務長を置くことができる。

３　理事長は本協会の会長を兼務することができる。副理事長は副会長を兼務することができる。

４　本協会は顧問を置くことができる。

（選任等）

第10条　理事及び監事は、理事会において選任する。

２　理事長、副理事長は理事の互選とする。

３　役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは３親等以内の親族が１人を超えて含まれ、または当該役員並びにその配偶者及び３親等以内の親族が役員総数の３分の１を超えて含まれることになってはならない。

４　法第20条各号のいずれかに該当する者は、本協会の役員になることができない。

５　監事は、理事又は本協会の職員を兼ねてはならない。

（職務）

第11条　理事長は、本協会を代表し、その業務を統括する。

2　副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき、または理事長が欠けたときは、理事会においてあらかじめ定めた順序により、その職務を代行する。

3　理事は、理事会を構成し、この定款の定め、総会および理事会の議決に基き、本協会の業務を執行する。

4　監事は、次に掲げる職務を行う。

（1）理事の業務執行の状況を監査すること。

（2）特定非営利活動法人の財産の状況を監査すること。

（3）前2号の規定による監査の結果、特定非営利活動法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

（4）前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。

（5）理事の業務執行の状況又は特定非営利活動法人の財産の状況について、理事に意見をのべること。

（任期等）

第12条　役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2　補欠又は増員により選任された役員の任期は、前項の規定にかかわらず、前任者又は現任者の残任期間とする。

3　役員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまではその職務を行わなければならない。

（解　任）

第13条　役員が次のいずれかに該当するときは、理事会において理事総数の3分の2以上の議決により、当該役員を解任することができる。

（1）心身の故障のために職務の執行に堪えないと認められるとき。

（2）職務上の業務違反、その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

第4章　会　議

（会議の種類）

第14条　本会議の会議は、総会および理事会とし、総会は通常総会および臨時総会とする。

（会議の構成）

第15条　総会は正会員をもって構成する。

2　理事会は理事をもって構成する。

3　監事は理事会に出席し、意見を述べることができる。

（会議の権能）

第16条　理事会は、次の事項を議決する。

（1）事業計画および予算の作成並びにその変更。

（2）理事および監事の選任、解任、報酬、職務。

（3）本協会の組織および職務、組織図の公表は別に定める規則による。

（4）会費の額。

（5）総会に付すべき事項。

（6）その他本協会の運営に関する必要な事項。

2　総会は、特定非営利活動促進法およびこの定款に規定するもののほか、理事会が総会に付すべき事項として提案したことを審議、評決する。

（会議の開催）

第17条　通常総会は、毎年1回、毎事業年度終了後2ヶ月以内に開催する。

2　臨時総会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。

（1）理事会が必要と認め招集の請求があった場合。

（2）正会員の5分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があった場合。

（3）第11条第4項第4号の規定に基づき、監事から招集の請求があった場合。

3　理事会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。

（1）理事長が必要と認めた場合。

（2）理事の現在数の3分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があった場合。

（招　集）

第18条　総会および理事会は、理事長が招集する。

2　総会を招集する場合は、日時および場所ならびに会議の目的たる事項およびその内容を示した書面を、開会日の2週間前までに発信して行わなければならない。

3　理事会を招集する場合は、日時および場所ならびに会議の目的たる事項およびその内容を示した文書またはファックス、E-mailをもって、開会日の1週間前までに招集通知を発信して行わなければならない。ただし、議事が緊急を要する場合において、理事長が必要と認めて招集するときは、この限りではない。

4　前条第2項または第3項第2号の請求があった場合は、理事長は速やかに会議を招集しなければならない。

（会議の運営方法）

第19条　総会および理事会の運営方法はこの定款に定めるほか、別に定める規則による。

（定足数）

第20条　総会は、正会員が過半数以上出席した場合に開催する。

2　理事会は、理事3名以上が出席した場合に開催することとする。

（議　決）

第21条　総会および理事会の議事は、出席した構成員の過半数の同意で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

2　総会および理事会において、第18条第2項または第3項の規定により、あらかじめ通知された事項についてのみ議決することができる。ただし、議事が緊急を要するもので、出席構成員の3分の2以上の同意があった場合は、この限りではない。

3　議決すべき事項につき特別な利害関係を有する構成員は、当該事項について議決権を行使することができない。

（書面による決議等）

第22条　総会または理事会に出席しない正会員（構成員）は、あらかじめ通知された事項について、書面若しくは電磁的方法をもって議決権を行使することができる。

2　第1項の規定により議決権を行使する正会員（構成員）は、前2条および次条第1項の規定の適用については出席したものとみなす。

3　提出書面（委任状）については、別に定める規則による。

（議会の議事録）

第23条　総会及び理事会の議事録については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

（1）日時及び場所。

（2）正会員総数又は理事総数及び出席者数（書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること）。

（3）審議事項。

（4）議事の経過の概要及び議決の結果。

（5）議事録署名人の選任に関する事項。

第5章　資産および会計

（資産の構成）

第24条　本協会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

（1）設立当初の財産目録に記載された資産。

（2）会費。

（3）寄付金品。

（4）その他の収入。

（事業年度）

第25条　本協会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

会計は別に定める規則に基づくものとする。

（事業計画および予算）

第 26 条　本協会の事業計画および予算は、理事長が作成し、毎事業年度開始前に理事会の議決を経なければならない。

2　事業計画および予算の変更は、理事会の議決を経て行う。

（事業報告および決算）

第 27 条　本協会の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等決算に関する書類は、理事長が事業年度終了後に遅滞なくこれを作成し、会計監事の監査を経た上、当該事業年度終了後の通常総会の承認を得なければならない

第６章　定款の変更、解散等

（定款の変更）

第 28 条　この定款は、総会において出席した正会員の４分の３以上の議決を経、かつ特定非営利活動促進法第 25 条第３項に規定する事項については、所轄庁の認証を受けなければ変更することができない。

2　本協会の定款を変更（前項の規定により所轄庁の認証を得なければならない事項を除く。）したときは、所轄庁に届け出なければならない。

（解　散）

第 29 条　本協会は、次に掲げる事由により解散する。

（１）総会の決議。

（２）目的とする特定非営利活動に係る事業の遂行の不能。

（３）正会員の欠亡。

（４）合併。

（５）破産手続開始決定。

（６）特定非営利活動促進法第 43 条の規定による設立の認証の取り消し。

2　前項第１号の規定に基づき解散する場合は、総会において出席した正会員の３分の２以上の議決を経なければならない。

3　前項第２号の規定に基づき解散する場合は、所轄庁の認定を受けなければ解散できない。

（合　併）

第 30 条　本協会は、総会において出席した正会員の３分の２以上の議決を経、かつ所轄庁の認証を受けなければ合併することができない。

（残余財産の帰属先）

第 31 条　本協会が解散の際に有する残余財産は、総会において出席した正会員の過半数の議決を経て選定された特定非営利活動法人または社団法人、財団法人に譲渡するものとする。

第7章　雑　則

（公告の方法）

第32条　本協会の公告は、本協会の掲示板に掲示するとともに官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、当協会の主たる事務所の掲示板に掲示して行う。

（実施規則）

第33条　この定款の実施に関して必要な規則は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

附　則

1　この改定された定款は、平成　24　年　11　月　15　日から施行する。

2　本協会の設立当初の正会員の年会費は、第6条の規定にかかわらず、以下の金額とする。年会費8千円。

3　本協会の設立当初の役員は、第11条の規定にかかわらず、次に掲げる者とする。

理事長	大角芳正
副理事長	朝日純一
副理事長	小川峡一
理事	金成良克
理事	久保田若子
理事	笹原　茂
理事	小林幹夫
理事	斉藤精一
理事	清水匡平
理事	渡辺勝賢
理事	片桐八重子
監事	杉山秀子

4　本協会の設立当初の事業年度は、第26条の規定にかかわらず、法人成立の日から平成11年12月31日までとする。

5　本協会の設立当初の事業年度の事業計画および収支予算は、第27条第1項の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

附　則

1　この改定された定款は、平成26年4月26日から施行する。

2　第42条の規定にかかわらず、平成26年1月1日から始まる平成26年度の事業年度は平成26年3月31日までとする。

附　則

1　この改定された定款は、平成　27　年　9　月　18　日から施行する。

附　則

1　この改定された定款は、平成　29　年　7　月　12　日から施行する。

附　則

1　この改定された定款は、令和　5　年　10月　10　日から施行する。

附　則

1　この改定された定款は、令和　6　年　10　月　29　日から施行する。

附　則

1　この改定された定款は、令和　7　年　8　月　27　日から施行する。